

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
近畿グループ
担当：参事（人事担当）西村
電話06-4790-8388

令和7年3月13日
独立行政法人国立病院機構
近畿グループ担当理事部門

職員の懲戒処分について

国立病院機構兵庫あおの病院において、以下の非違行為があり、当該行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第2号に基づく懲戒処分を行いました。

事項	内容
事案の概要	行為者は、平成30年6月6日から令和6年11月28日までの間、他の医療機関において無届で兼業を行い、定期的に収入を得ていた。
処分年月日	令和7年3月13日
処分量定等	独立行政法人国立病院機構兵庫あおの病院 行為者 准看護師（50歳代） 量定：減給